

職業安定分科会（第 211 回）	資料2－1
令和7年3月 21 日	

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

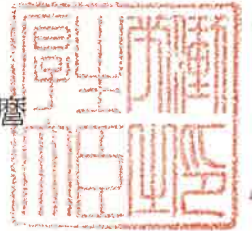
厚生労働省発職 0321 第 1 号

令和 7 年 3 月 21 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿



別紙「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 教育訓練等を受講する特定求職者に対する貸付けに係る保証を行う一般社団法人等への補助

特定求職者の職業に関する教育訓練その他の訓練であつて厚生労働省職業安定局長が定めるものの受講を容易にするための資金の貸付けに係る保証を行う一般社団法人又は一般財団法人に対して、当該保証に要する経費の一部補助を行うものとする。

第二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 施行期日

この省令は、令和七年十月一日から施行すること。